

岡山県吉備高原都市センター区広場
指定管理者募集要項

平成18年9月

岡山県企画振興部地域振興課

岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者募集要項

岡山県では、ふれ合いと憩いの場を県民に提供し、快適な都市環境の形成を図るため、岡山県吉備高原都市センター区広場（以下「広場」という。）を加賀郡吉備中央町に設置しており、その管理運営については、地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入することとしています。

については、岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成4年岡山県条例第5号）第7条の規定に基づき、広場の指定管理者を募集します。

1 対象施設

- (1) 名 称 岡山県吉備高原都市センター区広場
- (2) 所在地 加賀郡吉備中央町吉川地内
- (3) 施設概要

区 分	面 積	施 設	構 造 等
コリドール 及び円形広 場の区域	10,000㎡	コリドール (回廊)	鉄筋コンクリート造2階建ス テンレス製切妻屋根 外径約71m、内径約55m 延床面積1,683㎡
		円形広場	直径約55mの円形広場
		長屋門	鉄筋コンクリート造2階建
交通広場の 区域	6,000㎡	交通広場	乗用車107台、障害者用6台、 バス3台、タクシー4台

2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う広場の管理の基準は、岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成4年岡山県条例第5号、以下「条例」という。）、岡山県吉備高原都市センター区広場条例施行規則（平成4年岡山県規則第8号、以下「規則」という。）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号）、別に示す岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 広場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他広場の運営に関すること。

4 指定管理者の指定の期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（予定）

5 利用料金及び管理運営費

- (1) 利用料金
 - ① 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理

者自らの収入として収受し、広場の管理運営に要する経費に充てるものとする。

② 利用料金の額は、条例の規定により、指定管理者が岡山県知事の承認を受けて設定するものとする。

③ 指定管理者は、県があらかじめ示す基準によるもののほか、特に必要があると認められるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金を減免することができる。

(2) 管理運営費

① 利用料金の収入のほかに、広場の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に管理運営費を支払う。

② 管理運営費の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

③ 指定期間中の各年度の管理運営費の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、年度協定を締結して定めるものとする。

④ 年度協定に定めた管理運営費は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額を行わない。

⑤ 毎会計年度終了後、利用料金等収入額と県から支出した当該年度の管理運営費（修繕費上限額は除く。）の合計額が、指定管理者が実際に支出した管理経費（修繕費を除く。）を上回った場合、当該上回った額は、原則として指定管理者の利益とする。ただし、修繕費については会計年度ごとに精算を行うこととし、不用額が生じたときは、県に返還するものとする。

⑥ 管理運営費は、会計年度ごとに支払うものとする。支払時期、方法については別途協定において定める。

6 指定の申請の方法

(1) 応募資格

① 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

② 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体及び役員のうち、暴力団の構成員等に該当する者がいる団体

キ 岡山県税及び消費税に未納がある者

③ 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、そのすべてのものが、上記の応募資格を満たしていること。

(2) 募集要項の配布

① 配布期間 平成18年9月29日（金）から平成18年11月7日（火）まで

9：00～17：00とする。ただし、県の休日（岡山

- 県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。
- ② 配布場所 岡山県企画振興部地域振興課
〒700-8570
岡山市内山下二丁目4番6号（岡山県庁8階）
電話 086-226-7268
FAX 086-224-6195
電子メールアドレス chishin@pref.okayama.lg.jp
- ③ 配布方法 上記配布場所で直接受け取ることも、岡山県企画振興部地域振興課ホームページからダウンロードすることもできる。
ホームページアドレス
<http://www.pref.okayama.jp/kikaku/chishin/chishin.htm>
なお、郵送を希望する場合には、あて先を明記し、200円分の切手をはった返信用封筒（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの。角2封筒）を同封の上、②の場所へ請求すること。
- (3) 募集説明会の開催
- ① 開催日時 平成18年10月11日（水）午後2時から
- ② 開催場所 加賀郡吉備中央町吉川4860-6
吉備高原都市業務商業ビル（きびプラザ）第1会議室
- ③ 参加申込 参加を希望する法人等は、別紙「説明会参加申込書」を郵便、電子メール又はファックスにより平成18年10月6日（金）までに、(2)の②の場所へ提出すること。
- ④ その他 参加者は各団体2名以内とする。
- (4) 募集に関する質問事項
募集に関する質問は、別紙「質問書」に記入の上、郵送、電子メール又はファックスにより、平成18年10月31日（火）までに(2)の②の場所へ提出すること。
回答は、質問者に回答するとともに、岡山県企画振興部地域振興課のホームページに掲載する。
- (5) 指定の申請の受付
- ① 受付期間 平成18年9月29日（金）から平成18年11月7日（火）までの9：00～17：00とする。ただし、県の休日を除く。
- ② 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 収支予算書（様式3）
- エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- キ 法人にあつては、登記事項証明書
- ク 役員名簿（様式4）
- ケ (1) ②の欠格事由に該当しない旨の申立書（様式5）

- ③ 提出部数 正本1部及び副本7部（副本は複写可とする。）
- ④ 提出先及び提出方法
 (2)の②の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は書留郵便とし、平成18年11月7日(火)必着とすること。

7 指定管理者の候補の選定

- (1) 指定管理者選定委員会の設置
 岡山県吉備高原都市センター区広場指定管理者選定委員会を設置し、提出された事業計画書等について審査基準に基づいて審査を行い、指定管理者の候補を選定する。
- (2) 公開プレゼンテーションの実施
 指定管理者の選定にあたり、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）による公開プレゼンテーションを実施する。
 ア 開催日 平成18年11月中旬
 イ 開催場所 岡山市内
 ウ 具体的な開催日時等については、申請者あて別途通知する。
- (3) 審査基準
 事業計画の内容等に関し、次の基準に基づき審査を行う。

審 査 基 準	配 点
① 県民の平等な利用を確保することができるものであること。	10
② 広場の機能を最大限に発揮させることができるものであること。	10
③ 広場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	10
④ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	10
⑤ 緊急時に適切な措置が講じられるものであること。	5
⑥ 安全管理に関する措置が適切に講じられるものであること。	5
⑦ 利用者の個人情報の保護について適切な措置が講じられていること。	5
⑧ その他仕様書において示す事項を適切に実施するための体制が整っているものであること。	5
合 計	60

- (4) 選定の結果の通知等
 指定管理者の候補の選定の結果は、申請者あて通知するとともに、岡山県のホームページ等で公表する。（平成18年11月下旬を予定）

8 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、岡山県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

9 協定の締結

県と指定管理者は、広場の管理に関して、指定期間を通じての基本的事項を定めた包括協定及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度協定を締結する。

10 指定の取消し等

- (1) 指定管理者として指定する前において、指定管理者の候補が6の(1)に掲げる応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定を行わないことがある。
- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が6の(1)に掲げる応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

11 監査等

指定管理者が実施する業務については、地方自治法に基づく監査が行われることがあるほか、岡山県が必要に応じて業務の監査を行い、必要な報告を求めることがある。

12 管理の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに岡山県に報告しなければならない。

事業の継続が困難となった場合における措置は、次のとおりである。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、岡山県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、岡山県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、若しくは解散し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、管理の継続が困難と認められる場合には、岡山県は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合には、指定管理者は岡山県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他岡山県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難となった場合には、岡山県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとする。

13 その他

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求め、又は追加の資料の提出を求めることがある。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

14 問い合わせ先

岡山県企画振興部地域振興課

〒700-8570

岡山市内山下二丁目4番6号（岡山県庁8階）

電話 086-226-7268

FAX 086-224-6195

電子メールアドレス chishin@pref.okayama.lg.jp